南戸第 150 号 令和 6 年 5 月 2 日 南区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法(昭和 42 年 7 月 25 日 法律第 81 号)第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民 基本台帳の一部の写しの閲覧状況(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く)について公表いたしま す。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和5年7月28日	横浜市水道局	吉野町1丁目	給水装置使用者の特定 による水道料金及び下 水道使用料の適正徴収
			水道使用料の適正徴収